

諮問日 令和3年11月 2日

答申日 令和4年 6月24日

答 申

第1 審査会の結論

戸田市長が審査請求人に令和2年10月19日付け戸市第1329号で行った自己情報不開示等(存否不回答)決定(以下「決定①」という。)及び令和2年11月10日付け戸市第1503号で行った自己情報不開示等(不存在)決定(以下「決定②」という。)は妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

審査請求人による令和2年12月18日付け審査請求(以下「本件審査請求」という。)の趣旨は、決定①及び決定②を取消し、審査請求人が求める全部開示を直ちに行えとの裁決を求めるといものである。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和2年10月6日に実施機関に対し、「第3者(官公庁(署)、弁護士、司法書士、行政書士、社会保険労務士他の資格者の職務請求も含む)からの請求日までに交付された請求者に係る戸籍全て改製原戸籍(昭・平)・(令)・除籍・附票(現・除)(※各謄本・抄本 ※保存期間に限る。請求者本人除く)」(以上「請求前段部分」)及び「平成24年から同29年における自己情報開示・訂正等請求書に係る決定通知書一式の全て」について、自己情報の開示を請求した(請求後段部分)。
- (2) 実施機関は、令和2年10月19日に、請求前段部分については、不開示(存否不回答)、請求後段部分については開示を決定し、同決定は同月26日に本人に通知された(通知書受領日同月29日、決定①)。
- (3) 審査請求人は、令和2年10月30日に実施機関に対し、第3者(官公庁(署)、弁護士、社会保険労務士、司法書士、行政書士、他の資格者の職務請求も含む)からの請求日までに交付された請求者に係る戸籍全て改製原戸籍(昭・平)・除籍・附票(現・除)、各謄本、抄本の請求に係る書面一式(全て)(保存期間に限る。請求者本人を除く。存否不回答となるものを除く(条例第17条の3に該当するものを除く))につき開示を請求した。
- (4) これに対して実施機関は、令和2年11月10日に不開示(不存在)を決定し、同月11日に通知された(通知書受領日同月19日決定②)。
- (5) 審査請求人は、令和2年12月18日付けで決定①及び決定②に係る処分に対して、

実施機関に対して行政不服審査法第2条及び戸田市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第28条に基づき、本件審査請求をした。

第3 審査請求人及び実施機関の主張

1 審査請求人の主張

審査請求人が提出した令和2年12月18日付け「審査請求書1」及び令和3年4月23日付け「弁明書に対する反論書及び主張1」によると、審査請求人の主張は概ね以下のとおりである。

- (1) 審査請求人と審査請求人の家族は加害者Aから被害を受けた犯罪被害者である。
- (2) 警視庁赤羽警察署にAを被疑者として被害届を提出する際に、本人確認書類(運転免許証)の提示をしたことにより、官公署(捜査機関)の職員が審査請求人の戸籍・住民票等の個人情報を十分認識しているにもかかわらず、官公署(捜査機関)の職員が審査請求人の本籍地の自治体より、個人情報の枢要部である戸籍等の個人情報を職権濫用で違法に取得した。
- (3) 戸籍等の個人情報を違法に取得した者に対して刑事訴追・民事責任の追及を行うことは社会通念に照らし妥当であり、開示請求は公益的な目的によるものである。
- (4) 決定①と同様の内容の平成26年11月5日付け自己情報開示請求の決定通知書(平成26年11月11日付け)では、「不存在」との回答であったのに対して、決定①では「存否不回答」としている点について平等原則に違反し裁量権を濫用するものである。
- (5) なお、審査請求人は、菅原文仁戸田市長及び本審査会委員に対して、審査請求理由の中で個人情報を取得した者について告発をすべきこと並びに審査請求人に意見陳述等の機会を与えることを要請している。また、戸田市職員が審査請求人及び同家族に対してパワーハラスメント等を行ったとして、懲戒免職処分とすべきであるとしている。

2 実施機関の主張

決定①及び決定②の処分の理由に関する実施機関の主張については、令和3年3月10日付けの弁明書によれば、概ね以下のとおりである。

(1) 決定①について

決定①については、審査請求人が開示請求した「請求に係る自己情報の名称又は内容」は、第三者からの戸籍謄本等の請求に係るすべての書面を求める文言となっている。この請求内容には、戸田市個人情報保護条例第16条柱書に規定されている「開示しないことができる保有個人情報」に該当する戸籍謄本等の請求も含まれている。また、これらの請求事由については、不開示であっても、存在しているか否かを答えるだけで、開示しないことができる個人情報を開示したことと同様の結果になるものも存在する。そのため、条例第17条の3に該当する部分を含めた請求がなされているため、存否不回答と決定したものである。

(2) 決定②について

決定②については、決定①の決定を受けて、審査請求人から「請求に係る自己情報の名称又は内容」のとおり、条例第 17 条の 3 に該当するものを除いて新たに請求がなされたものであり、請求対象の文書が存在しなかったため、不存在と決定したものである。

(3) 審査請求内容について

審査請求人が提出した本件審査請求書に記載された全部開示の裁決を求める旨(同 2 頁 3「審査請求の趣旨)以外の記述については、決定①及び決定②の処分と直接関わらない事項であるため、認否はしなかった。

第 4 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張並びに実施機関から提出された関連文書を検討した結果、以下の理由により、「第 1 審査会の結論」記載のとおり結論に達した。

1 決定①について

(1) 自己情報開示の判断基準

条例第 15 条第 1 項は、「市民は、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己情報の開示を請求することができる」と規定し、開示請求を行った者が「市民」(条例第 2 条第 6 号)に該当すれば、特に本人の状況、請求目的等にかかわらず、原則として自己情報の開示を請求しうることを定め、例外的に条例第 16 条各号に定める事項に該当する情報については、不開示とすることができること、この不開示情報について条例第 17 条の 3 は開示請求者に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 16 条に規定する保有個人情報を開示することになるときは、実施機関はその存否を明らかにせず不開示請求を拒否しうることを定めている。

したがって、開示の可否を判断するにあたって、①審査請求人が本条例にいう市民に該当するか否か、②開示請求の対象となる自己情報が条例第 16 条に規定する事項に該当するか否かを判断したうえで、③条例第 17 条の 3 の場面に該当するか否かによって判断されるべきである。これに関して第 3 中、1 審査請求人の主張(1)から(5)は、これらの規定の適用の可否と無関係な主張であることから、本審査会では判断の対象とはしない。

(2) 決定①について

第一に、審査請求人は、その現住所が戸田市外にあるものの、実施機関によりその戸籍等が保管されていることから、条例第 2 条第 6 号の「市民」に該当する。

第二に、審査請求人が開示請求した「請求に係る自己情報の名称又は内容」は、第三者からの戸籍謄本等の請求に係るすべての書面の開示を求める内容となっているが、この請求内容には、条例第 16 条の「開示することができない保有個人情報」に該当する戸籍謄本等の請求事由が含まれていること、また、これらの請求事由については、当該開示請求に係る保有個人情報の存否を回答するだけで、同条に規定する保有個人情報

報を開示することになるものが含まれることから、条例第17条の3に該当する部分を含めた請求がなされたものと考えらるべきである。

以上により、実施機関がした決定①は妥当であると判断する。

2 決定②について

決定①を受けて審査請求人が開示を請求した内容は、条例第17条の3に該当するものを除外する形で書面の開示を求める内容となっているが、実施機関は請求対象の文書が存在しなかったため、不存在と決定したものである。この点について何ら問題とすべき点は認められない。

よって、実施機関がした決定②は妥当であると判断する。

3 結論

以上の検討の結果、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。